

項 目	電安法第3条の届出事項について
1. 内容	<p>電気用品の製造・輸入について電安法第3条で規定される届出事項のうち、第2号の「型式の区分」と第3号の「工場又は事業所」との間には、関連付けの必要があるのでしょうか。</p>
2. 回答	<p>関連付けの必要はありません。</p> <p>電安法第3条第3号の「当該電気用品」とは、第2号の「型式の区分」を指すものではなく、電安法第3条に基づき電気用品の区分毎に届出を行う電気用品を意味します。</p> <p>ちなみに、第3号の項目において第2号の項目を引用する場合は、法令用語のルール上「前号の、、、」のような表記にする必要があります。</p>